

ブロック塀等を撤去する 補助金申請について

(恵那市ブロック塀等撤去補助金)



恵那市では、ブロック塀等の倒壊事故被害を未然に防止し、避難路の確保を図るため、道路（避難路沿道等）に面したブロック塀等の撤去に要する費用の一部を補助します。

ブ ロ ッ ク 塀 等	コンクリートブロック塀、石塀、コンクリート塀又はレンガ塀（門柱を含む）	
補 助 対 象 者	市内に存するブロック塀等を所有する個人又は法人	
対 象 と な る 事 業	道路（避難路沿道等）及び公共施設の敷地に面するブロック塀等を撤去する工事で、以下の要件を全て満たすもの (1) 撤去するブロック塀等の高さが敷地面高0.6m以上、及び撤去するブロック塀等の延長が2m以上 (2) 撤去後のブロック塀等の高さが敷地面高0.6m未満 ※「道路」とは、建築基準法第42条及び道路法第3条に規定する道路 ※「避難路沿道等」とは、恵那市地域防災計画に位置付けた避難路等 ※「公共施設」とは、法定外公共物、公園、広場、公共建築物の敷地等	
対 象 外 の 事 業	(1) 新たにブロック塀等の設置を目的とした工事（敷地面からの高さが0.4m以下のものは除く。） (2) 敷地及び建物等の売却を目的とした工事 (3) 道路改良その他の公共事業の補償対象で撤去する工事 (4) 既にブロック塀等の撤去に着手、又は撤去済みの工事	
補 助 額	補 助 対 象 額	「ブロック塀等の撤去に要する経費（見積書等の金額）」と「撤去するブロック塀等の面積×1万円/m ² （標準事業額）」のどちらか少ない額
	補 助 率	1/2
	限 度 額	30万円
補 助 期 間	要綱を廃止するまで。	
受 付 期 間	令和4年5月9日（月曜日）から令和5年3月1日（水曜日）まで （土・日・祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分）	
補 助 金 申 請	申請書提出前に、事前の相談（窓口・電話）が必要となります。	
申 込 先 ・ 問 合 せ 先	〒509-7292 恵那市役所 本庁舎3階 総務部危機管理課 TEL：0573-26-2111（内線353・354） URL： http://www.city.ena.lg.jp/	

●ブロック塀等撤去補助事業の申請手続きの流れ

手順	項目	内容
①	事前相談 (申請者⇒市)	ブロック塀等を撤去する前に、電話または窓口で調査の申込を行ってください。
2	事前調査(市)	市がブロック塀等について現地調査を行います(申請者に立ち会いをお願いする場合があります)。
③	補助金交付申請 (申請者⇒市)	申請書に必要な事項を記入、押印して、必要書類を添付のうえ市へ提出してください。 (1) ブロック塀等撤去補助金交付申請書 (2) 位置図 (3) 撤去工事の内容を表した図面(平面図、立面図) (4) 撤去前のブロック塀等の写真 (5) 撤去工事費の見積書等の写し
4	補助金交付決定 (市⇒申請者)	市から交付決定通知書が届きます。
5	工事着工・撤去 (工事業者)	<u>※工事着手は、補助金交付決定通知書が届いてから行ってください(事前着手の場合、補助金の交付ができません)。</u>
⑥	補助金実績報告書 (申請者⇒市)	撤去工事完了後、実績報告書を市へ提出してください。 (1) ブロック塀等撤去補助事業実績報告書 (2) 撤去工事費の領収書の写し (3) 撤去完了後の写真
7	完了検査(市)	市が実績報告書の審査及び現地確認を行います。
8	補助金額確定 (市⇒申請者)	市から補助金額の確定通知書を送付します。
⑨	補助金の請求 (申請者⇒市)	補助金等交付請求書を市へ提出してください。
10	補助金の支払い (市⇒申請者)	補助金は、申請者の指定する金融機関へ振り込みます。

※手順○印は、申請者が行う項目

